

日倉協発第 147 号  
2026 年 1 月 30 日

寄託者 各位

一般社団法人 日本倉庫協会

理事長 米田 浩



標準倉庫寄託約款の改正について（お願い）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通大臣により標準倉庫寄託約款が告示され本年4月1日から施行されることになりました。

これは、本約款が制定から60年以上を経過し、時代の変化や、関連法規の改正等に伴い、実態に即していないことや、新たに生じた課題などに対応できていないことが顕在化するところとなったため、国土交通省により内容の全面的な見直しが行われたことによるものです。

ご認識のとおり、倉庫事業者は倉庫業法により倉庫寄託約款を定め、国土交通大臣に届け出ることが義務付けられていますが、国が定める標準倉庫寄託約款と同一の約款を定めた場合は、届け出をしたものとみなすと規定されています。これは、標準倉庫寄託約款が公的な規律として、寄託契約の準拠基準になっていることを裏付けるものです。

日本倉庫協会としては、法に準じた適正な取引を推進する観点から、新しい標準倉庫寄託約款を倉庫寄託約款として定めることを会員事業者推奨しており、既存の寄託契約においても本年4月1日以降は新約款に準じるべく、その変更に向けた働きかけを行っていく所存です。

つきましては、貴社におかれましても、以上の事情をご斟酌のうえ、会員事業者からの契約変更等にかかる申し入れにつき、格別のご理解とご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

敬具